



「来場者へのお知らせ」
 ○3月のご来場がお勧め
 【混雑予想】
 2月：大変混み合います
 3月：比較的空いています
 ○必要資料は事前作成を
 医療費控除の明細、事業所得等の収支内訳書などは事前に作成されている方のみ受付をしています。

会場で申告する

下記の日程で、申告に関する相談や申告書の提出ができます。ご来場の際は、筆記用具・計算器具等を携行の上、お越しください。

| 相談名 | 日時 | 場所・連絡先 | 対象 |
|--------------|--|--|---|
| 税理士による無料申告相談 | 2月8日(木)・9日(金) 9:30~12:00 13:00~16:00 | アステアかさい 3階集会室 問合先：社税務署 ☎0795④0223 | ①前年分所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者のうち基準期間の課税売上高が概ね3000万円以下の方 ②給与所得者、年金受給者 ※①②とも譲渡所得がある方および相続税、贈与税の相談は除く |
| 市職員による申告相談 | 2月16日(金) ~3月15日(金)の平日 8:45~15:00(受付) | 加西市民会館 コミュニティセンター 3階小ホール ※申告期間内のみ 問合先：☎④2870 | ①給与所得者、年金受給者 ②所得300万円以下の白色申告者 (事業等の収入が概ね1000万円未満の方) |
| 税務署職員の出張相談 | 2月20日(火) ~22日(木) 9:30~15:00(受付) | 同上 | ①株式等、先物取引の譲渡所得 ②青色申告、消費税申告 ③1年目の住宅ローン控除の申告 ④過年分の申告、準確定申告(亡くなった方等の申告) ⑤事業等の収入が1000万円以上の方 |
| 社税務署での確定申告会場 | 2月16日(金) ~3月15日(金)の平日 9:00~16:00 ※会場への入場には「入場整理券」が必要です。来場者の状況に応じ、早めに受付を終了する場合があります。 | 社税務署 問合先：☎0795④0223 | 【次の申告・相談は社税務署のみで行います】 土地・建物、株式等の譲渡所得、青色申告、繰越損失、雑損控除、住宅ローン控除(1年目)、過年分の申告、準確定申告(亡くなった方等の申告)消費税および地方消費税、贈与税等 |

申告に必要な書類チェックリスト

| 全員 | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> マイナンバーカード、マイナンバー通知書等の番号確認書類 | <input type="checkbox"/> 「運転免許証」等の身分確認書類 |
| 該当者のみ | |
| <input type="checkbox"/> 所得税のお知らせハガキや通知書(送付のあった方) | |
| 所得関係(所得) <input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票(給与) <input type="checkbox"/> 公的年金の源泉徴収票(雑) <input type="checkbox"/> 収支計算書(営業、不動産、農業) <input type="checkbox"/> 配当金の支払通知書等(配当) <input type="checkbox"/> 個人年金等の支払通知書等(雑) <input type="checkbox"/> シルバー人材センターの配当金支払通知書(雑) <input type="checkbox"/> 生命保険契約等の一時金支払調書等(一時) | 控除関係(控除) <input type="checkbox"/> 国民年金保険料控除額証明書(社会保険) <input type="checkbox"/> 生命保険料支払証明書(生命保険) <input type="checkbox"/> 地震保険料支払証明書(地震保険) <input type="checkbox"/> 医療費明細書、医療費通知書(医療費) <input type="checkbox"/> 寄付金受領書(寄付) <input type="checkbox"/> 住宅借入金特別控除証明書、借入金の年末残高証明書(住宅ローン) ※2年目以降に限る |
| 還付 <input type="checkbox"/> 還付口座の分かる書類(通帳 or キャッシュカード) | 納付 <input type="checkbox"/> 通帳届出印(振替納税を希望する場合) |

スマホ・パソコンからの申告にはメリットがたくさん!!

全国で249万人がスマホで申告しています

※令和4年分の状況

マイナンバーカードをお持ちの方必見!

マイナポータル連携のメリット

- 必要な証明書をデータで一括取得するので書類集めの負荷が軽減
- 控除証明書などの管理・保管が不要
- 取得データを確定申告書等に自動入力

自動入力対象

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・株式の特定口座
- ・医療費・ふるさと納税
- ・生命保険・地震保険
- ・社会保険
- ・iDeCo・小規模企業共済掛金
- ・住宅ローン控除

e-Tax 5つのメリット

- 税務署への持参不要
 - 印刷・郵送代不要
 - 添付書類不要
- ※一部書類を除く

- 24時間利用可能
- ※メンテナンス時間を除く
- 早期還付
- 振込まで約3週間

4. 申告の方法

自宅でe-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用するか、申告会場へ持参または郵送で申告できます。

自宅で申告する(スマホ・パソコンから申告)

国税庁の「確定申告等作成コーナー」を利用して、スマートフォンやパソコンから申告書の作成やe-Taxによる申告書の送信(提出)ができます。

ポイント
 ココがポイント
 マイナンバーカードがあれば、マイナポータルと連携で、e-Taxでの申請がもっとラクになります(詳細は、左図参照)。



まだ挑戦されていない方、今年はスマホ申告で、時短しませんか?

私も毎年、スマホで申告しています。計算が自動でされたり、申告期間中いつでも申告できたりするのでとても便利です。

今まで、朝から申告会場へ行き、何時間も待ち申告していたという方から、「スマホなら20分ほどで申告できた」というお話も聞きましたよ!

〒661-8523
 尼崎市若王子3丁目11-4
 大阪国税局業務センター阪神分室(社税務署担当)

送付先 郵送の場合

申告に困ったときのお助けアイテム

チャットボット

チャットボットの「税務職員ふたば」が相談に回答してくれます。方法は、メニューから選択するか、文字入力するだけ。24時間相談できます。

動画で見る確定申告

国税庁が作成している動画で、スマホやPCでの申告方法などを見ることができます。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
 ☎0570-01-5901